

平成29年度 総合評価方式の一部改正について

西東京市では、公共工事の品質確保を図るための取り組みとして、平成23年度より総合評価方式による入札を試行的に実施しています。

この度、これまでの実施状況や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正趣旨等を踏まえ、評価項目等の追加・見直しを行いました。

主な改正内容は以下のとおりです。詳細については、「総合評価方式試行要領」をご覧ください。

1 主な改正内容

(1) 対象工事

《改正前》	《改正後》
1件の予定価格 500万円以上1,000万円未満 指名競争入札	1件の予定価格 1,000万円以上1億5,000万円未満 工事希望制競争入札

毎年度、工事希望制競争入札を行う工事の中から数件を選定して実施します。

(2) 評価項目の見直し

【企業の信頼性・社会性】

・地域貢献

《改正前》	《改正後》
災害応急復旧工事の協定	災害応急復旧工事の協定及び 建設機械の保有状況
協定あり	協定あり、かつ、建設機械を保有
協定なし	協定あり
	協定なし

建設機械の保有状況は、経営事項審査で加点評価されている場合に加点します。

・環境配慮

《改正前》	《改正後》
エコアクション21又はISO14001	環境マネジメントシステム
取得している	取得している
取得していない	取得していない

エコアクション21又はISO14001のほか、エコステージ（ステージ2以上）及びK.E.S.（ステップ2以上）を取得している場合に加点します。

・労働福祉

《改正前》	《改正後》
労務単価	労務単価
2省協定労務単価の80%以上	2省協定労務単価の90%以上
2省協定労務単価の80%未満	上記以外

(※) 2省協定労務単価とは、農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるために決定している「公共工事設計労務単価」をいいます。

職種ごとの労務単価が2省協定労務単価の90%以上である場合に加点します。

なお加点評価したにもかかわらず、別途提出する資料等により、90%以上であることを確認できなかった場合は、工事成績点が10点減点となります。

・社会貢献

《改正前》

高齢者の雇用状況	評価点
60歳以上。雇用期間1年以上	1
上記以外	0



《改正後》

高齢者の雇用状況	評価点
65歳以上。雇用期間1年以上	1
上記以外	0

65歳以上の従業員等を直接雇用している場合に加点します。ただし、役員やアルバイト等は対象になりません。

(3) 評価項目の追加

【企業の技術力】

・技術者の育成・確保

若手技術者（35歳以下）の配置	評価点
配置している	1
配置していない	0

現場代理人又は配置予定技術者として、35歳以下の若手技術者を配置している場合に加点します。

【企業の信頼性・社会性】

・地域貢献

西東京市消防団員の雇用実績	評価点
実績あり	1
実績なし	0

西東京市消防団の団員に任命されている者を雇用している場合に加点します。ただし、アルバイト等は対象になりません。

・労働福祉

社会保険等の加入状況	評価点
加入している	0
加入していない（摘要除外を除く）	-2

経営事項審査において雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入がいずれかひとつでも「無」として評価された場合に減点します。ただし個人事業主などの適用除外の事業者は除きます。

・社会貢献

障害者の雇用状況	評価点
雇用実績あり。雇用期間1年以上	1
上記以外	0

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用を満たしている場合に加点します。また義務付けのない事業者は障害者を雇用している場合に加点します。ただし、パートやアルバイト等は対象になりません。

・社会貢献

男女平等参画の推進	評価点
制度あり	1
制度なし	0

育児・介護休業制度と、それに伴う短時間勤務制度等、男女平等参画に関する制度がある場合に加点します。

2 実施日

平成29年6月以降に公告する案件より実施します。